

平成20年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査措置結果通知

指摘事項	措置結果通知（平成21年1月受領）
<p>「行政財産の適正な管理をするべきもの」 三園一丁目集会所北側の敷地の一部2.7㎡ (0.6m×4.5m)に隣家の建築用資材が 置かれていた。</p> <p>区民の財産である行政財産の一部が不法に 占有されているのは、甚だ問題である。</p> <p>現在、相手方に撤去するよう交渉している ところであるが、集会所敷地の不法占有状態を速 やかに是正し、法的措置を含め行政財産の適正 な管理をされたい。</p>	<p>集会所敷地の一部は、境界にフェンスなど なく、境界石のみで仕切られているため不法 占有状態となっていた。</p> <p>以前より隣家と不法占有状態是正のための 交渉を行っていたが、監査指摘以降、8月7 日に区民文化部長、地域振興課長、成増地域 センター所長、地域振興課庶務係副係長が、 現況を再確認し隣家と交渉を行い、8月21 日再度、成増地域センター所長と地域振興課 庶務係副係長が現地に赴き隣家と交渉を行 った。</p> <p>隣家も不法占有状態であることを認識し ており、遅くとも11月に予定されている当 集会所の改修工事前までには、建築用資材を 撤去することを承諾し、10月14日に成増 地域センター所長と地域振興課庶務係副係 長が撤去の完了を確認した。</p> <p>その後、集会所の改修工事を行い、12月 12日に成増地域センター所長、地域振興課 庶務係副係長が隣家の立会いのもと、境界を 確認し、フェンスの設置工事を行った。</p> <p>更に12月22日に区民文化部長、地域振 興課長が現地を確認し、12月24日成増地 域センター所長および職員が確認を行った。</p> <p>今後は、不法占有状態にならないように管 理を徹底していく。</p>